

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 9 月 19 日

秋田地方裁判所民事第 2 部

裁判所書記官 大 高 広 子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 10 月 3 日から 令和 7 年 10 月 10 日まで
開札期日	日 時 令和 7 年 10 月 15 日 午前 10 時 00 分 場 所 秋田地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7 年 11 月 4 日 午後 1 時 00 分 場 所 秋田地方裁判所民事第 2 部
特別売却 実施期間	令和 7 年 10 月 16 日 午前 8 時 30 分から 令和 7 年 10 月 16 日 午後 5 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、保険会社、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規則 33 条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 9 月 19 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 6 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～3	1,161,000 928,800	一括	232,200	25,949	非課税
1	316,000				
2	475,000				
3	370,000				

物 件 目 録

- 1 所 在 秋田市新屋表町
 地 番 169番
 地 目 宅地
 地 積 85.95平方メートル

- 2 所 在 秋田市新屋表町 169番地
 家屋 番号 169番
 種 類 居宅
 構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
 床 面 積 1階 54.64平方メートル
 2階 48.02平方メートル
 (現況)
 床 面 積 1階 約58.38平方メートル
 2階 48.02平方メートル

- 3 所 在 秋田市新屋表町
 地 番 158番2
 地 目 宅地
 地 積 100.37平方メートル

入札時の注意点

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

入札時に下記の各書面の提出が入札書毎に必要です。

暴力団員等に該当しない旨の **陳述書** (個人・法人を問わず)

- ※入札時に提出がないと入札無効となります (追完不可)。
- ※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。
- ※提出後の訂正はできません。

住民票

(個人の場合)

資格証明書

(法人の場合)

- ※入札時に提出がないと入札無効となります (追完不可)。
- ※法人の場合は従前どおり資格証明書の提出が必要ですが、個人の場合も住民票の提出が必須になりました。
- ※住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。
- ※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し (宅地建物取引業者の場合)

- ※有効期限内のものを提出してください。

(入札方法に関する問合せ)

秋田地方裁判所執行官室 ☎018-824-1514

物 件 明 細 書

令和 6年 9月13日

秋田地方裁判所民事第2部

裁判所書記官 越 後 誠 司

1 不動産の表示

【物件番号1～3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1～3】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。
(このほか、B I Tのお知らせメニューにも掲載されています。)

物 件 目 録

- 1 所 在 秋田市新屋表町
 地 番 1 6 9 番
 地 目 宅地
 地 積 8 5 . 9 5 平方メートル

- 2 所 在 秋田市新屋表町 1 6 9 番地
 家屋 番号 1 6 9 番
 種 類 居宅
 構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建
 床 面 積 1 階 5 4 . 6 4 平方メートル
 2 階 4 8 . 0 2 平方メートル
 (現況)
 床 面 積 1 階 約 5 8 . 3 8 平方メートル
 2 階 4 8 . 0 2 平方メートル

- 3 所 在 秋田市新屋表町
 地 番 1 5 8 番 2
 地 目 宅地
 地 積 1 0 0 . 3 7 平方メートル

令和6年(ケ)第37号
令和6年7月18日受理
令和6年8月27日提出



現況調査報告書

秋田地方裁判所

執行官 佐藤 智博

物 件 目 録

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 所 在 | 秋田市新屋表町 |
| | 地 番 | 1 6 9 番 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 8 5 . 9 5 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 秋田市新屋表町 1 6 9 番地 |
| | 家 屋 番 号 | 1 6 9 番 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 5 4 . 6 4 平方メートル
2 階 4 8 . 0 2 平方メートル |
| 3 | 所 在 | 秋田市新屋表町 |
| | 地 番 | 1 5 8 番 2 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 0 0 . 3 7 平方メートル |

不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	秋田市新屋表町5番27号		
土地	物件1、3		
現況地目	☒ 宅地（物件1、3） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項	本土地は南西側から西側にかけて市道に接している。		
建物	物件2		
種類、構造及び床面積の概略	☐ 公簿上の記載とほぼ同一である ☒ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☒ 主である建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☒ 床面積：1階約58.38㎡		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある 種類： 構造： 床面積：		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を居宅（空き家）として占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項	本建物の外壁が一部崩落している（写真番号4、6）。 本建物は全体的に傾いている可能性がある。また、床の沈み込みや内壁クロスが剥がれが複数箇所に確認された（一部につき写真番号15）。		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 保管開始日 支部 年 月 日 年（ ）第 号		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■近隣者	1 本件建物には令和6年7月ころまで居住者がいました。それ以降は空き家になっており、現在、本件物件は誰も使用していません。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和 6年 7月24日 (水) : ~ :	執行官室	秋田市役所に対し課税台帳等交付申請 (郵便)
令和 6年 7月30日 (火) 17:05 ~ 17:15	物件所在地	現地所在確認、写真撮影
令和 6年 8月 7日 (水) 10:20 ~ 10:30	秋田地方法務局	登記事項証明書等公用取得
令和 6年 8月20日 (火) 13:10 ~ 14:00	物件所在地	立入調査、占有調査、図面作成、写真撮影 (評価人同行)
令和 年 月 日 () : ~ :		
令和 年 月 日 () : ~ :		
令和 年 月 日 () : ~ :		
(特記事項) ☒ 令和6年8月20日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐ 令和 年 月 日		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



A 新屋吉町
B 新屋表町

請求部	所在	秋田市新屋表町				地番	169番			
出力縮	1/600	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日	昭和46年11月1日			備付年月日(原図)	昭和46年11月1日			補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

A 3 版から A 4 版に縮小

令和6年7月4日
秋田地方法務局

請求番号：28-1

登記官

(5 枚目)

(1/1)

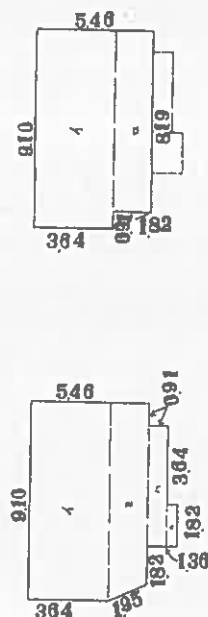
建物図面
各階平面図

702451 各階平面図

家屋番号 / 69

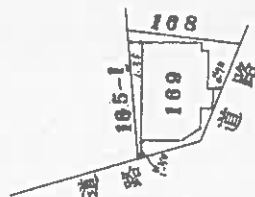
建物の所在 秋田市新屋表町 / 69 番地

二階



床面積計算表

一階	910 /	X	364 /	=	331240
	(910 + 819)	X	182 ÷ 2	=	157330
	546 /	X	091 /	=	49686
	182 /	X	045 /	=	8180
	合計				546455
二階	910 /	X	364 /	=	331240
	182 /	X	819 /	=	149058
	合計				480298



縮尺 250

申請人

縮尺 500

(秋田県土地家屋調査士会統一用紙)

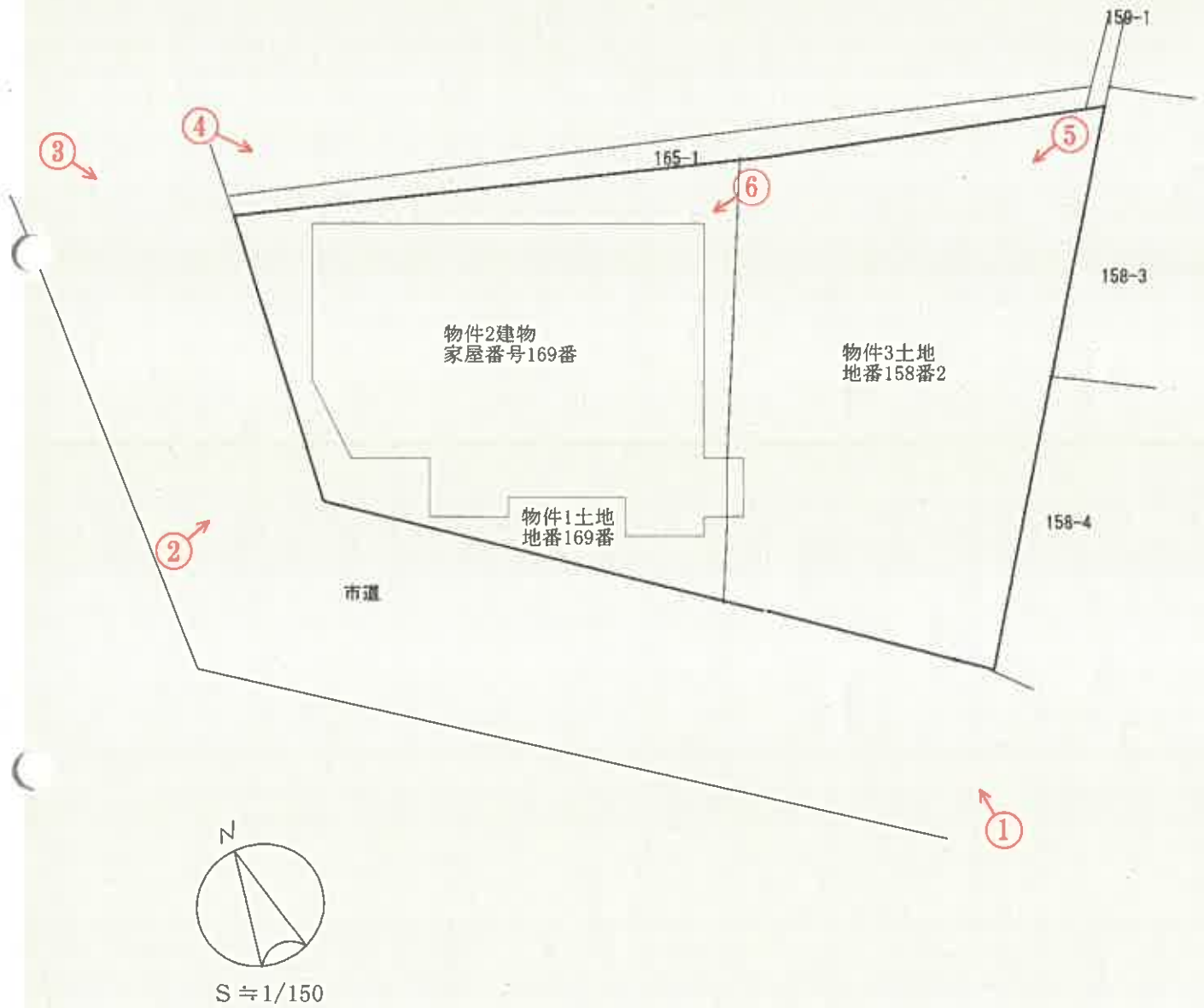
53.8.29

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和6年7月4日 秋田地方方法務局

登録官

A3版からA4版に縮小

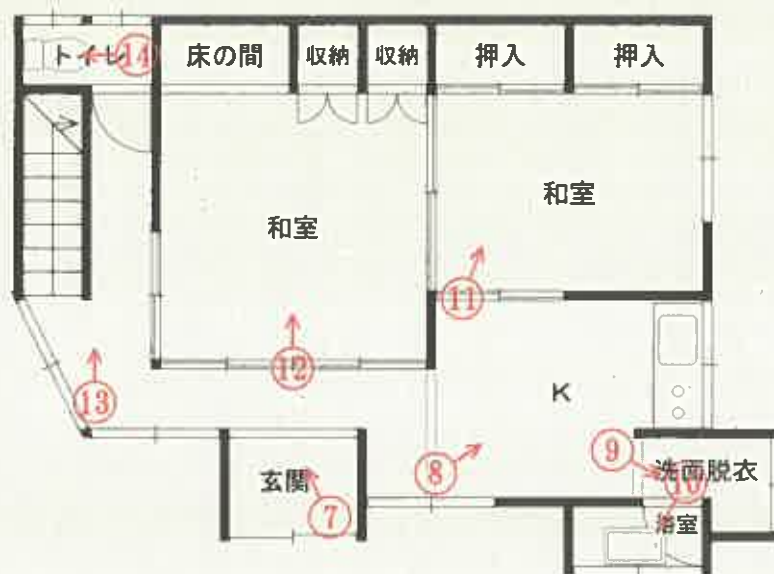
土地建物位置関係図



↑
○は写真撮影場所であり、○印の中の数字は写真番号である。

※土地の形状及び建物位置関係は、概略を記載したものである。

建物間取図



↑は写真撮影場所であり、○印の中の数字は写真番号である。

写真番号 1



写真番号 2



写真番号 3



外壁が一部崩落している

写真番号 4



写真番号 5



外壁が一部崩落している

写真番号 6



写真番号 7



物件 2 建物内部の状況（1 階）

写真番号 8



前同

写真番号 9



前同

写真番号 1 0



前同

写真番号 1 1



前同

写真番号 1 2



前同

写真番号 1 3



前同

写真番号 1 4



前同

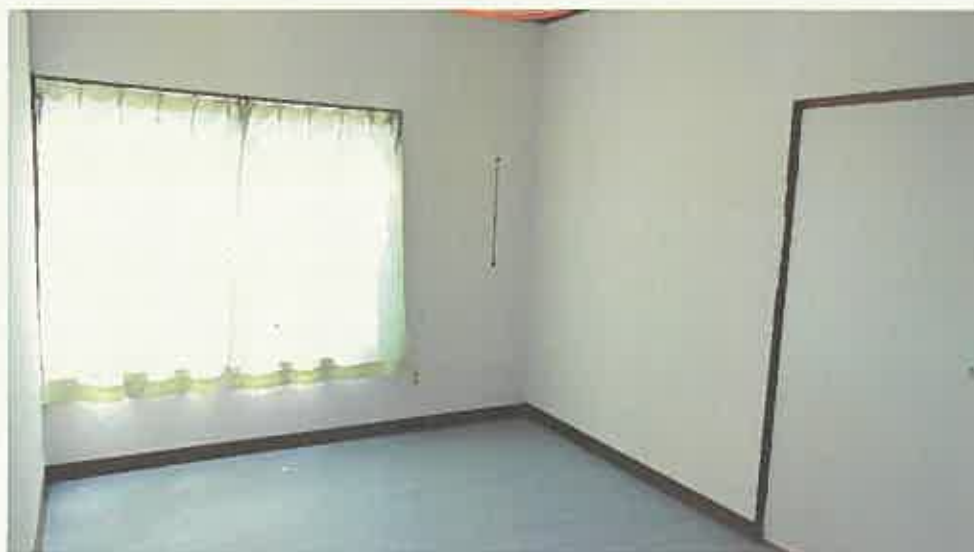
内壁クロスの剥がれ

写真番号 1 5



物件 2 建物内部の状況（2 階）

写真番号 1 6



前同

写真番号 1 7



前同

写真番号 1 8



前同

令和 6 年 (ケ) 第 37 号
令和 6 年 8 月 20 日 現地調査
令和 6 年 9 月 3 日 評 価



秋田地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

小陰 遼平

第1 評価額

一括価格	
金 3,230,000 円	
内訳価格	
物件1（土地）	金 880,000 円
物件2（建物）	金 1,320,000 円
物件3（土地）	金 1,030,000 円

- ① 一括価格は、物件1、2、3の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件1、3の土地の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番 号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	秋田市新屋表町 169番 宅地 85.95 m ²	
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	秋田市新屋表町169番地 169番 居宅 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 1階：54.64m ² 、2階：48.02m ²	同所158番地2、169番地 1階：58.38m ²
3	所 在 地 番 地 目 地 積	秋田市新屋表町 158番2 宅地 100.37 m ²	
番 号	特 記 事 項		
	○ 物件2、1階浴室及び洗面脱衣部分に増築が認められる。 ○ 物件2北東側外壁に損傷が認められ、早急な修繕が必要と思料される。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等

位 置 ・ 交 通 (道 路 距 離)	J R羽越本線「新屋」駅北西方・道路距離約1,000m バス停「上表町」北西方・約160m (徒歩約2分)					
付 近 の 状 況	当該地域は、秋田市中心市街地の南端に位置する新屋南地区に存し、一般住宅のほか店舗兼住宅等が建ち並ぶ既成の住商混在地域を形成している。 地域内の主たる需要者は、市内就労者を中心とした住宅取得者のほか、当該地域に地縁性を有する個人事業主等が想定される。新屋地区においては、小中規模の街路条件の良好な分譲住宅地が住宅需要の中心であり、狭幅員の当該地域においては人氣が薄い。商業用途においても大型店に顧客は流出し、事務所等が一部見られる程度である。中心部における宅地の需給ギャップから地価はやや上昇傾向が見られるも、今後は横ばい傾向が続くものと思料される。 最寄公共施設： 市立日新小学校より約550m 最寄商業施設： ナイス新屋店より約750m					
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都 市 計 画 区 分	市街化区域				
	用 途 地 域	商業地域				
	建 ぺ い 率	80%				
	容 積 率	400%				
	防 火 規 制	準防火地域				
	立地適正化計画	有 (都市機能誘導区域内・居住誘導区域内)				
画 地 条 件	間口約15m、奥行約13mのほぼ台形。 規模は186.32㎡ (登記地積)。 地勢はほぼ平坦である。					
接 面 道 路 の 状 況	接道方位	幅員	道路の種類		舗装	接道状況
			建築基準法上	道路法上		
	南	約 4.7 m	42条1項	市道	舗装	準角地
	西	約 4.7 m	42条1項	市道	舗装	
道路位置指定： 〓						
土 地 の 利 用 状 況 等	物件2の建物の敷地として利用されている。 当該建物のために物件1及び3に法定地上権が成立する。					
供 給 処 理 施 設 (宅地内引込)	上 水 道： あり (〓) ガ ス 配 管： あり (建 物 へ の 接 続： あり) 下 水 道： あり (建 物 へ の 接 続： あり)					

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等

ハザードマップの有無	
洪水	☐ 無 ☒ 有 (区域外)
雨水出水 (内水)	☐ 無 ☒ 有 (区域外)
高潮	☒ 無 ☐ 有 ()
その他	
土砂災害警戒区域等 指定の有無	☒ 無 ☐ 土砂災害警戒区域内 ☐ 土砂災害特別警戒区域内
土壌汚染の有無	土壌汚染の有無は専門調査機関による調査を経なければ確定できないが、現地調査、登記、地図等の資料から、土壌汚染の可能性を有する用途で使用された可能性は低いと判断した。
周知の埋蔵文化財包蔵地の指定	☒ 無 ☐ 有 ()
特記事項	特になし

*各種ハザードマップ等に記載されている内容については今後変更される場合があります。

最新の情報は（ハザードマップポータルサイト <https://disaportal.gsi.go.jp/>）でご確認ください。

2 建物の概況及び利用状況

区 分	主たる建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建 築 年 月 日 : 昭和53年8月23日 経 過 年 数 : 約 46 年 経済的残存耐用年数 : 約 1 年
仕 様	構 造 : 木造 基 礎 : コンクリート基礎 屋 根 : 亜鉛メッキ鋼板葺 外 壁 : モルタルリシン吹付 内 壁 : クロス他 天 井 : クロス、石膏ボード他 床 : 畳、フローリング他 設 備 : 電気設備等 その他 : 特になし
床面積(現況)	1階: 58.38㎡、2階: 48.02㎡ 延: 106.40 ㎡
現況用途等	階 層 : 2階建 現況用途: 居宅 間 取 り : 添付資料の建物間取図のとおり
品 等	周辺の建物と比較するに、使用資材・施工の程度等から、品等は普通と判断した。
保守管理の状態	北東側外壁に損傷が認められ、早急な修繕が必要と思われる。また、建物内部もやや傾きが認められる点から、保守管理の状態は相当劣ると判断した。
建物の利用状況	所有者により居宅（令和6年7月より空家）として利用され、占有されている。
アスベスト使用	対象建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。
特 記 事 項	○ 北東側外壁の損傷。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	24,000	1.04	85.95	1.00	2,150,000
3	24,000	1.04	100.37	1.00	2,510,000
計					4,660,000

ア 標準画地価格 (地価公示標準地 からの規準)

標準画地は幅員約5m舗装市道に接面する地積約200㎡の整形地

地価公示標準地 : 秋田-35

$$\begin{array}{ccccccc} \text{公示地価格} & & \text{時点修正} & & \text{標準化補正} & & \text{地域格差} & & \text{標準画地価格} \\ 26,900\text{円/㎡} & \times & 101.8 / 100 & \times & 100 / 101 & \times & 100 / 113 & \div & 24,000\text{円/㎡} \end{array}$$

◇ 時点修正 1.018 (公示地価格の価格時点から評価日までの推定変動率である)

◇ 標準化補正 1.01 (基準方位：北方)

◇ 地域格差 1.13 (下記各条件の相乗積)

(街 路 条 件) 1.02 : 幅員+2%
(交 通 接 近 条 件) 0.98 : 駅接近性▲2%
(環 境 条 件) 1.15 : 居住環境+10%、画地の配置+5%
(行 政 的 条 件) 0.98 : 用途地域▲2%
(そ の 他 条 件) 1.00 : 特になし

(街路・交通接近・環境・行政的・その他条件は各項目の総和)

イ 個別格差 1.04 (下記各条件の相乗積)

(街 路 条 件) 1.00 : 特になし
(交 通 接 近 条 件) 1.00 : 特になし
(環 境 条 件) 1.00 : 特になし
(画 地 条 件) 1.04 : 準角地+1%、方位+3%
(行 政 的 条 件) 1.00 : 特になし
(そ の 他 条 件) 1.00 : 特になし

(街路・交通接近・環境・行政的・その他条件は各項目の総和、画地条件は各項目の相乗積)

ウ 地 積 : 登記数量による

エ 建付減価 1.00 (一体としての減価で査定のためここでは不要)

(2) 建物価格

目的物件（建物）の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法並びに観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ
2	161,000	106.40	0.027	460,000
計				460,000

ウ 現価率

(物件2)

- ・ 経過年数約46年、経済的残存耐用年数約1年、残価率5%とした定率法（現価率0.053）と観察減価法（保守管理の状態等から査定）を併用して下記のとおり査定した。

$$\text{現価率} = 0.053 \times (1 - 0.5) \div 2 = 0.027$$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	2,150,000	0.35	法定地上権	750,000
3	2,510,000	0.35	法定地上権	880,000
計				1,630,000

イ 土地利用権等割合 : 法定地上権割合は、近隣における借地権の取引慣行、課税上の割合等を参考に、建物の構造等、地上権としての特性等を勘案して判定。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市 場修正 オ	その他の 控除減価 カ	評価額 (円) (ア±イ) × ウ × エ × オ ± カ
1	2,150,000	-750,000	-	0.90	0.70	0	880,000
2	460,000	+1,630,000	1.00	0.90	0.70	0	1,320,000
3	2,510,000	-880,000	-	0.90	0.70	0	1,030,000
一括売却 (合計)							3,230,000

ウ 占有減価修正 : 必要なし。

エ 市場性修正 : 物件2における早急な修繕の必要性から相応の費用及び期間を要し、中古物件市場における市場滞留期間が長いと判断し補正を施した。

オ 競売市場修正 : 評価条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮のうえ上記のとおり査定。

第6 参考価格資料

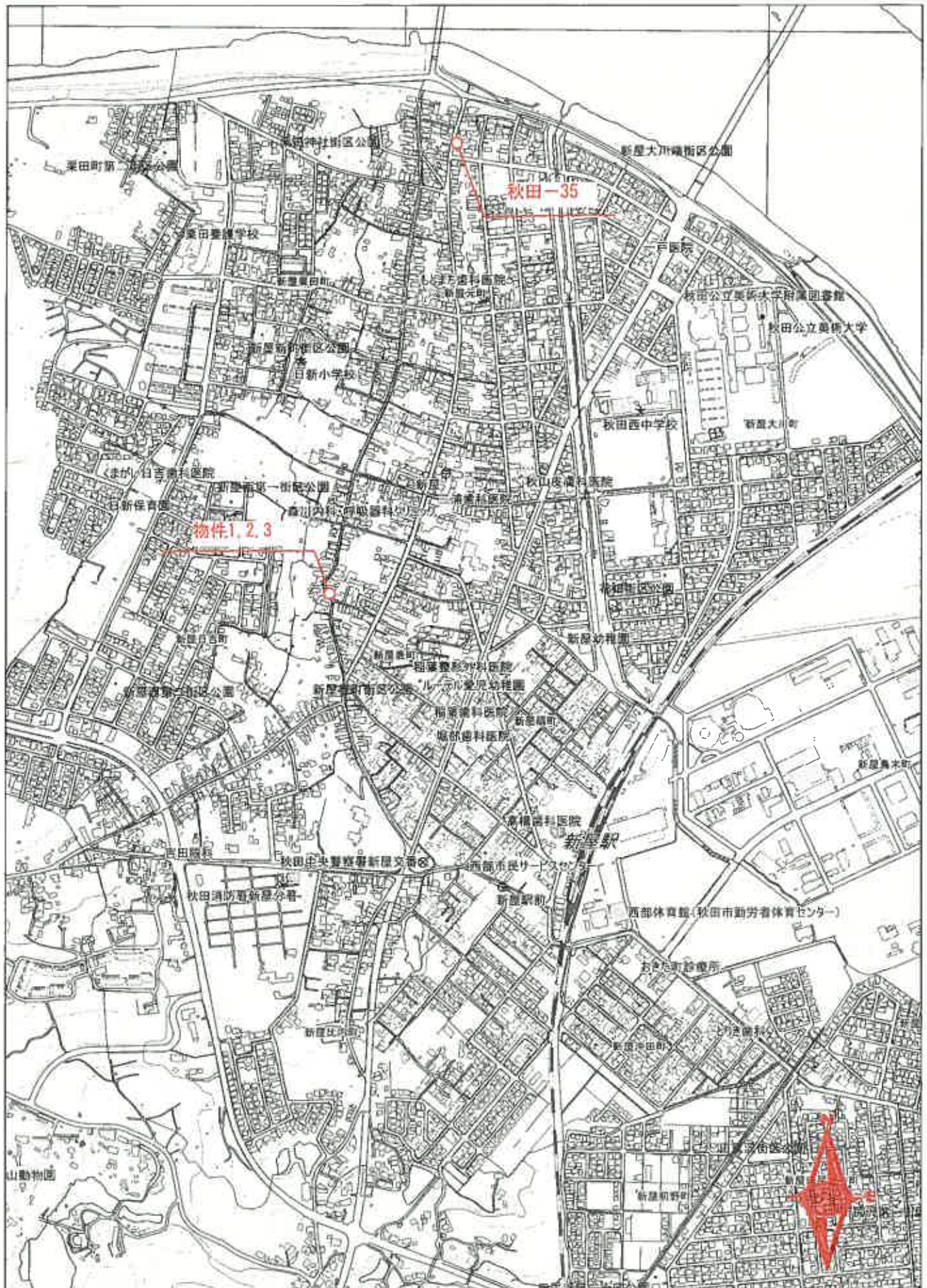
○ 地価公示標準地 秋田-35

所 在 : 秋田市新屋栗田町447番「新屋栗田町5-19」
価 格 : 26,900円/㎡
位 置 : J R羽越本線「新屋」駅道路距離で約1,900mに位置
価 格 時 点 : 令和6年1月1日
地 積 : 204 ㎡
供給処理施設 : 上水道、下水道 整備済
接 面 道 路 : 西側幅員7.5m舗装市道に接面
用 途 指 定 等 : 市街化区域 第一種中高層住居専用地域
(指定建ぺい率 60% 指定容積率 200%)
防 火 規 制 : 指定無
地 域 の 概 要 : 一般住宅の中に学校施設が混在する住宅地域

第7 附属資料の表示

- 1 位 置 図 (国土地理院基盤地図情報)
- 2 住 宅 地 図 (株)ゼンリン住宅地図)
- 3 公 図 写
- 4 建 物 図 面
- 5 建 物 配 置 図
- 6 建 物 間 取 図

以 上

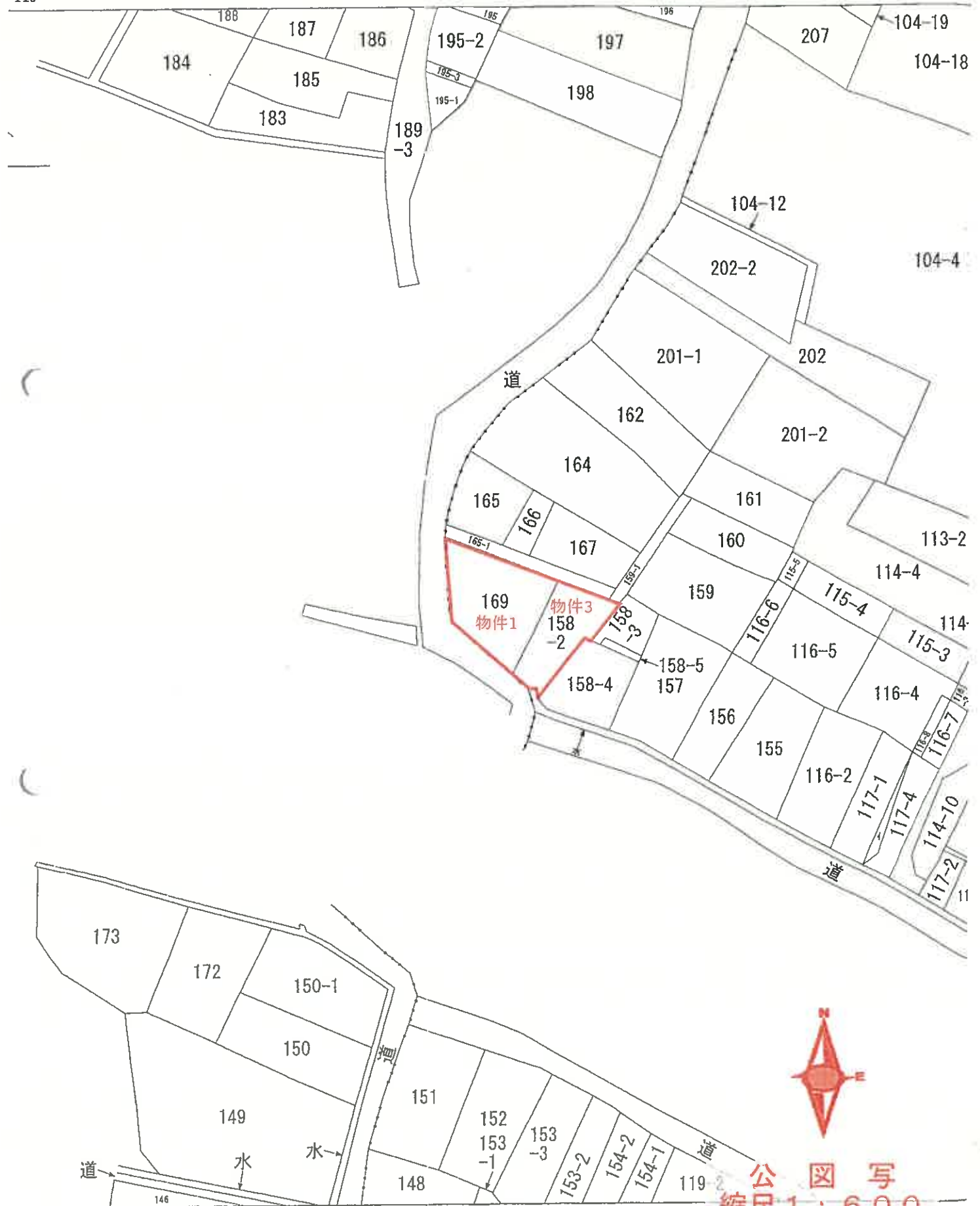


〔出典〕 国土地理院：基盤地図情報
国土交通省：国土数値情報

位置図
縮尺1:10,000

令和6年(ケ)第37号

117-3
119



公図写
縮尺1:600

地番



5図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付け図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

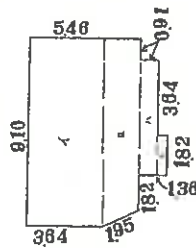
702451 各階平面図

建築物図面
各階平面図

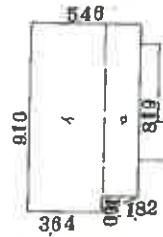
家屋番号 / 69

建築物の所在 秋田市新屋表町 / 69番地

一階

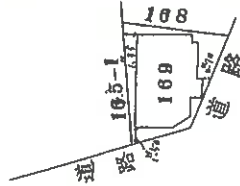


二階



床面積計算表

一階	910' x 384'	= 33,124.0
	(910 + 819) x 182 ÷ 2	= 15,733.9
	546' x 91' = 49,086	
	182' x 0.45' = 8,190	
	合計	54,045
二階	910' x 384'	= 33,124.0
	182' x 819' = 149,058	
	合計	480,298



作製者

(昭和53年8月28日)

1/250

申請人

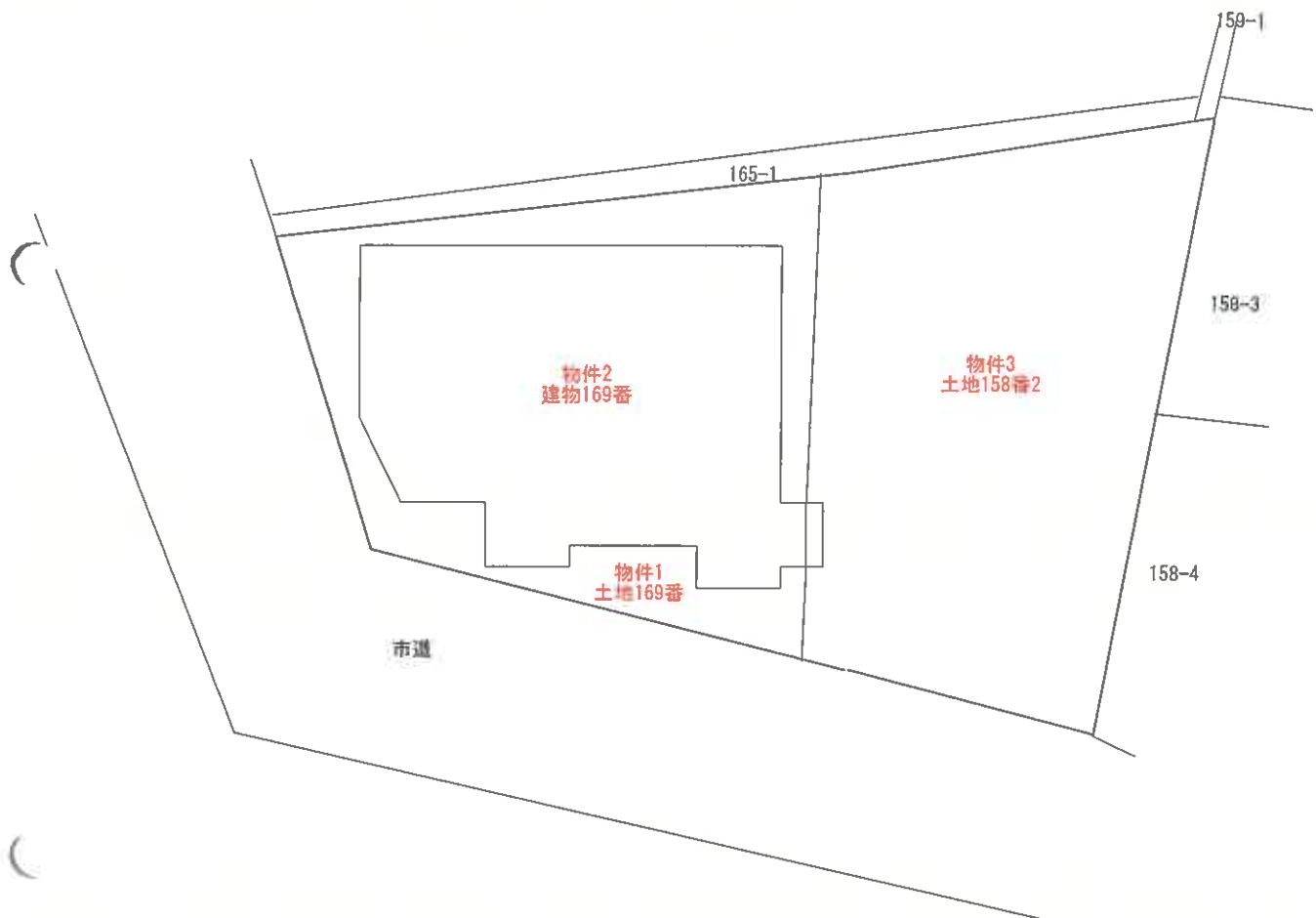
縮尺 1/500

(秋田県土地家屋調査士会統一用紙)

53.8.29

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
令和6年7月4日 秋田地方建設局

建設局



建物配置図
縮尺1:150

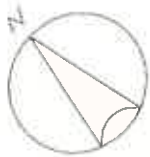
(1 階)



(2 階)



延床面積	106.40㎡	32.18 坪	敷地面積	0.00㎡	0.00 坪
施工面積	0.00㎡	0.00 坪	建築面積	58.38㎡	17.66 坪
1階床面積	58.38㎡	17.66 坪	ポーチ、吹抜、ベランダ面積 0.00㎡ 0.00 坪		
2階床面積	48.02㎡	14.53 坪			
3階床面積	0.00㎡	0.00 坪			



建物間取図
縮尺1:100